

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年10月10日学長裁定)

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項（平成16年4月1日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>第1～7 （略） （庶務）</p> <p>第8 委員会の庶務は、<u>会計課及び経営企画課</u>において処理する。 （雑則）</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年10月10日から実施し、改正後の旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項は、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1～7 （略） （庶務）</p> <p>第8 委員会の庶務は、<u>会計課</u>において処理する。 （雑則）</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。</p>